



1 事業者の動向～「かいけつサポート」 利用促進に向けた取組～

「かいけつサポート通信」では、これまでも認証ADR事業者による制度普及等に向けた取組例を紹介してきましたが、今回は、「家族のためのADRセンター」（事業者：小泉道子氏）の取組を紹介します。

「家族のためのADRセンター」は、平成29年12月1日に法務大臣の認証を受け（認証番号第153号）、離婚などの夫婦関係に関する紛争や相続に関する紛争等を取り扱い、ADR事業の実績を積み重ねるとともに、同センターを運営する小泉氏は、ADRに関する講演や研修会を開催するなど、ADR制度の利用促進に向けた取組を積極的に行っています。

その取組の一環として、11月29日（金）には、弁護士等の専門家のほか、自治体職員や一般の方などの参加も得て、ADRセミナーが以下の概要により開催されました。

第1部 ADR制度について

最初にADRの法制度や歴史、かいけつサポートの概要・特徴について、説明が行われました。

質疑応答では、ADR法上設けられている法的特例に関する技術的な面から、認証ADR事業者が、相手方の応諾を得るために行っている工夫といった実務的な面まで幅広い質問が出されるなど、予定時間を超過しての質疑応答が続きました。

第2部 事例紹介

「家族のためのADRセンター」が取り扱った事例の中から、離婚に関する事案や相続に関する事案の紹介がありました（注：個人情報加工）。社会生活の変化に伴い、家族や夫婦の在り方の多様化が進んでいると言われる中で、そこに生じるトラブルも様々であるという現代社会の一端がうかがえるものでした。

第3部 手続の流れの紹介

実際にADR手続がどのように進行していくのか、具体的な流れやその様子について、動画の上映により説明がありました。

第4部 模擬調停

実際に取り扱われた事案を素材として、模擬調停が行われました。

始めに主催者側で調停を実演した後、参加者全員がグループに分かれ、紛争の当事者、調停人などあらかじめ決められた役割に扮し、自ら調停の続きを行って結論を導き出すというユニークな手法が採られました。参加者からは、自らが模擬調停を実施してみて、「当事者の反応が直接伝わるのでお互いの考えや感情の理解がしやすい」、「調停人の難しさが良く分かった」など様々な感想が聞かれました。

これまであまり馴染みがなかったADRを身近なものとして感じるとともに、ADRが、有効な紛争解決の手段であるということが実感できるものであったと思われます。

本セミナーでは、50名以上もの参加者で会場は満席となり、各参加者の様子からも、ADRに寄せられる関心や期待は決して小さくないということが感じられました。

特に、本セミナーで実施された模擬調停のような試みは、ADRにより親しみを持っていただく大きな契機になるものと思われます。

「かいけつサポート」の更なる利用の促進に向けては、制度を所管する本省はもとより、各認証ADR事業者におかれても積極的な取組を行っていくことが期待される所です。

そして、このような認証ADR事業者の取組については、引き続き、本通信においても紹介させていただき、各認証ADR事業者における今後の取組の参考に資することができればと考えていますので、積極的に情報提供をお願いします。

また、本セミナーでは、当係からの「かいけつサポート」の制度説明の機会も頂いたところ、引き続き、認証ADR事業者における各種取組の中で、法務省として出来ることがありましたら協力させていただきたいと考えていますので、当係宛て御連絡いただければ幸いです。



2 司法書士会における会則の変更 について

今般、各司法書士会において、FATF第四次対日審査への対応や犯罪収益の移転防止等司法書士の適正な職務の確保を目的とする会則の変更（特定事件報告書の提出に係る規定の整備等）が実施されているものと承知しています。

この点、会則の変更は、変更の届出の対象であり、同変更が生じた際には遅滞なく当課宛て変更届出書を提出する必要があります。

については、当該事項を含め、会則の変更を実施した司法書士会にあつては、届出の遅滞・遺漏のないよう、十分留意してください（なお、本誌を変更届出等の担当者以外の方において受領されている場合には、当該担当者に本情報を確実に共有していただきますよう、お願いします。）。

【お問い合わせ先】

法務省大臣官房司法法制部

審査監督課 紛争解決業務認証係

☎：03-3580-4111（代表）内線 5923, 2378

E-Mail: adr-c@i.moj.go.jp